

新型コロナウイルス感染症への対応に 関する緊急要望

令和3年（2021年）2月

熊本市長 大西 一史

【目次】

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時
交付金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 新型コロナウイルスワクチンの安定的な供給
および適切な分配について・・・・・・・・・・ P 3
- 3 医療機関等に対する財政支援について・・・・・・・・ P 4
- 4 持続化給付金・家賃支援給付金の継続等及び飲食店等に
対する協力金・一時金の見直しや財政措置について・・・ P 5
- 5 公共交通事業者の PCR 検査実施に対する支援・・・・・・・・ P 7

新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金について

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる増額をお願いしたい。

現 状

- 熊本市ではこれまで、中小企業者へ制度融資に係る利子補給をはじめ、緊急事態宣言期間中における独自の家賃支援や飲食店等が実施する設備改修等への支援など、これまで12次にわたる緊急対策を講じ、総事業費は約1,086億円に達した。
- その財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした特定財源を約1,015億円充当しているものの、一般財源を約70億円投入している状況である。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次補正分として約24.2億円が交付限度額として示されたものの、熊本県からの時短営業要請による飲食店への協力金の負担金やその取引事業者への支援をはじめ、交通事業者への支援などに既に約23.4億円を活用することとしており、今後の活用可能額は約0.8億円である。

課 題

- 感染症の影響が長期化し、収束が見通せない中、感染拡大防止対策や地域経済の維持・再建に、引き続き迅速かつ臨機応変に対応する必要があり、相当の財政需要が見込まれる。

■震災からの復興を着実に進めている中、感染症の影響が長期化かつ深刻化しており、感染症対策と復旧・復興を同時に進めるには多くの財源が必要であるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる増額が必要。

参考１ 緊急対策の総事業費

(単位：百万円)

総事業費	財 源 内 訳				
		国		市債など	一般財源
		臨時交付金 (単独)	臨時交付金 (補助)		
108,533	96,581	9,007	3,540	4,921	7,031

参考２ 臨時交付金（第３次補正分）の主な充当状況

(単位：百万円)

内 容	充当額
営業時間短縮要請に関連する取引事業者への支援金	660
営業時間短縮要請に関連する県への負担金	211
飲食店等への賃料支援金の交付	330
公共交通機関の運行維持等に関する経費	902
その他	237
合 計	2,340
	交付限度額 2,420
	今後活用可能額 80

■今後想定される主な対策

- ・ 感染拡大防止対策
- ・ 失業者の増加に対応するための雇用対策
- ・ 感染症の収束後に実施する消費喚起対策
- ・ 感染症の収束後に実施する観光振興対策

新型コロナウイルスワクチンの 安定的な供給および適切な分配について

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 ワクチンについては国において安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について速やかに情報提供をしていただきたい。

現 状

- 早ければ4月1日から高齢者のワクチン接種が開始される見通しであるが、ワクチンの供給時期や量については、具体的に示されていない。

課 題

- 迅速かつ円滑なワクチン接種を実施する上では、ワクチンの供給時期や量の情報は不可欠であるが、その見通しが立っていないためワクチン接種の詳細な実施計画が立てられない。
- 1日当たりの接種可能数に見合うワクチンの供給がなければ、迅速かつ円滑なワクチン接種に支障をきたす恐れがある。

医療機関等に対する財政支援について

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 医療機関等では新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず厳しい経営状況にあることから、経営安定化等のための財政支援についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の拡充等による措置を講じていただきたい。

現 状

- 新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無に関わらず、医療機関において、感染等を警戒した受診控えなどに伴う受診者数の減少等より、医療収入が減収するなど厳しい経営状況にある。
- 国においては、これまで、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等による感染防止対策や施設整備等にかかる支援をはじめ、独立行政法人福祉医療機構による無利子無担保の危機対応融資や従事者慰労金等により支援してきたところ。

課 題

- 感染症患者の受入等を行っている医療機関に加え、その他の医療機関においても、厳しい経営状況が続いていることから、医療提供体制の安定的な提供を担保するため、経営安定化等のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金の拡充等による措置を講じていただきたい。

持続化給付金・家賃支援給付金の継続等及び飲食店等に対する協力金・一時金の見直しや財政措置について

【内閣府・経済産業省】

提案・要望内容

- 1 飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響を受けた産業の更なる業績悪化や休業・廃業者の増加が懸念されることから、持続化給付金及び家賃支援給付金を継続するとともに、売上の減少率の要件を緩和していただきたい。
- 2 営業時間短縮要請に応じる飲食店へ支給される協力金の上限額について、現行の日額以上で、店舗の規模等に応じたものとしていただきたい。また、制度設計にあたっては、迅速な支給が可能となるよう簡易な仕組みとしていただきたい。
- 3 地方自治体が独自に実施する飲食店取引先等の事業者に対する支援について、地域の事業者の実情を踏まえた十分な施策が実施できるよう、必要な財政支援を講じていただきたい。

現 状

- 本市においては、昨年12月以降の感染者の急増により、病床使用率及び重症病床使用率（即応病床に基づくもの）のいずれもステージ3相当であり、依然として医療提供体制は危機的な状況にある。

■昨年 12 月 30 日には、熊本県知事から本市中心歓楽街の酒類提供飲食店等に営業時間の短縮が要請され、本年 1 月 10 日には、医療体制の崩壊を防ぎ、74 万市民の命を守るため、本市独自の「熊本市医療非常事態宣言」を発令した。

■また、熊本県の感染状況が、国分科会が定める「ステージ 4」に該当していたことから、本年 1 月 14 日から県独自の緊急事態宣言が発令され、1 月 18 日から 2 月 7 日までの間は県全域の全飲食店において、2 月 8 日から同月 21 日までの間は本市中心歓楽街の酒類提供飲食店等において営業時間を短縮するなど、感染防止対策が強化されているところ。

課 題

■いわゆる「第三波」に伴う社会・経済活動の縮小により、営業時間の短縮を余儀なくされる飲食業をはじめ、観光関連産業などの幅広い業種で業績悪化が懸念される。

■このため、感染拡大の防止と経済活動の両立に向けて、地域経済を支える中小企業、小規模事業者等の事業継続を支援する持続化給付金及び家賃支援給付金の継続等や営業時間短縮の要請に協力する飲食店等に対する協力金の見直し、加えて、地方自治体が独自に実施する飲食店取引先等の事業者に対する支援の財政措置が必要と考え、これらを要請する。

公共交通事業者の PCR 検査実施に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 市民の身近な移動手段である公共交通機関において、事業所内等でのクラスターの発生により運休となることを防ぐため、運行従事者に対して実施する PCR 検査に対し財政支援を講じていただきたい。

現 状

- 公共交通機関の減便や運休は、社会経済に多大な影響を与えることとなるため、各事業者はマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、さらには、窓口・休憩室等における飛沫防止対策等、様々な感染防止対策を行っている。
- このような中、交通事業者において、新型コロナウイルス感染症が発生した際には、クラスターにはならなかったものの、乗務員等の確保ができず、減便などの対応をせざるを得ない状況が生じた。

課 題

- 公共交通機関の運転士が感染した場合、同じ営業所に勤務する乗務員等は濃厚接触者に該当する可能性があり、結果が陰性であったとしても一定期間自宅待機等になるため、運行に支障が出る。
- クラスターの発生を未然に防ぎ、公共交通の運行を安定的に維持するためには、数週間に一度、定期的に運行従事者に対する PCR 検査を実施することが有効であるが、検査の単価が高く、経営状況が悪化している現在、各交通事業者が独自で継続的に検査を実施することは、財政面から非常に厳しい状況にある。